

議案第 110 号

那覇市下水道条例及び那覇市水道給水条例の一部を改正する条例制定について

那覇市下水道条例及び那覇市水道給水条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 11 月 27 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

災害その他非常の場合において、上下水道事業管理者が認めるときは、他の地方公共団体の長の指定を受けた者が排水設備及び給水装置に関する工事を行うことができるようするため、この案を提出する。

那覇市下水道条例及び那覇市水道給水条例の一部を改正する条例

(那覇市下水道条例の一部改正)

第1条 那覇市下水道条例(1969年那覇市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(排水設備の工事の実施)</p> <p>第10条 排水設備の新設等の工事は、指定工事店でなければ行ってはならない。</p>	<p>(排水設備の工事の実施)</p> <p>第10条 排水設備の新設等の工事は、指定工事店でなければ行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。)</u>の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるとときは、この限りでない。</p>

備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。

(那覇市水道給水条例の一部改正)

第2条 那覇市水道給水条例(平成9年那覇市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給水装置工事の施行)</p> <p>第8条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定に基づく指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。</p>	<p>(給水装置工事の施行)</p> <p>第8条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。)又は他の地方公共団体の長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるとときは、この限りでない。</u></p>
2 <u>前項</u> の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事完成後に管理者の工事検査を受けなければな	2 <u>前項本文</u> の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事完成後に管理者の工事検査を受けなければな

らない。	ならない。
3 第1項の規定により管理者が給水装置工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。	3 第1項本文の規定により管理者が給水装置工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。
4 [略]	4 [略]
第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。	第41条 [略]
(1) [略]	(1) [略]
(2) <u>第8条第1項の指定を受けないで給水装置工事を行った者</u>	
(3)～(8) [略]	<u>(2)～(7)</u> [略]

備考

- 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。
- 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあらる全ての条名等を順次示したものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。